



広報

平成23年(2011年)
4月15日 No. 829

発行/福生市 編集/企画財政部秘書広報課

〒197-8501 福生市本町5

☎042-551-1511 (市役所代表)

毎月1日・15日発行

人口と世帯数(平成23年4月1日現在)

| 区分 | 住民基本台帳 | 外国人登録 | 合計 |
|-----|--------|-------|--------|
| 男 | 28,963 | 1,120 | 30,083 |
| 女 | 28,530 | 1,278 | 29,808 |
| 計 | 57,493 | 2,398 | 59,891 |
| 世帯数 | 27,716 | 1,262 | 28,978 |

ホームページ <http://www.city.fussa.tokyo.jp/>

F U S S A

今号の主な記事

2面給与に係る住民税は特別徴収されます 3面町会・自治会に加入しましょう 4面平成23年度予算の概要
5面平成23年度土木工事等予定 6面図書館からのお知らせ 7面新緑のさわやかハイキング 8面保健ガイド

■家庭向け・事業所向け■

省エネルギー・新エネルギー設備導入に助成金を支給します

家庭用設備への助成内容

住宅用省エネ・新エネ設備を新たに設置した場合、費用の一部を助成します。排気熱を再利用してお湯を効率的に作れる「潜熱型給湯器(愛称エコジョーズ)」などの省エネルギー設備や太陽光発電システムをはじめとした新エネルギー設備を広く普及することで、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を福生市から削減しようとするものです。

対象次の条件をすべて満たす方が対象となります。

①市内に住所を有していること ②市税の滞納がないこと ③自ら居住する住宅に助成対象設備を新規に設置した方または自ら居住するために助成対象設備の設置された新築住宅を市内において新たに購入した方で、設備費用の支払いまたはローン契約が完了していること

対象設備と助成額下表の対象設備のうち、いずれか1点について助成します。

| 助成対象設備 | 助成金の上限額 |
|--------------------------------------|--|
| 太陽光発電システム | 15万円（最大出力1kW当たり5万円とし、最大3kWまで。ただし、1kW以上の出力を有するものに限る。） |
| 太陽熱利用システム | ①自然循環式ソーラーシステムについては、1万5千円（1m ² 当たり5千円とし、最大3m ² まで） ②強制循環式ソーラーシステムについては、3万円（1m ² 当たり1万円とし、最大3m ² まで） |
| 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ） | 1設備当たり2万円 |
| ガス発電給湯器（エコウィル） | 1設備当たり15万円 |
| 燃料電池（エネファーム） | 1設備当たり40万円 |
| C O ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器（エコキュート） | 1設備当たり5万円 |
| ペレットストーブ | 1設備当たり10万円または設置費用の3分の1に相当する額のいずれか低い額 |

※平成23年4月1日から申請時までの間に設置され、設備費用の支払いまたはローン契約が完了している機器であること(前年度以前に設置したものは、助成対象となりません)。市以外の他団体(国や東京都など)からの助成制度と併せて利用することができます。

申請の受付手順※平成23年度は2期に分けて抽選・申請受付を行ないます。

【抽選受付】

①申請者は下表の期日までに、往復はがきに住所、氏名、電話番号、希望設備及び申請予定金額(太陽光発電システムは、出力[kw]も)を明記して申し込んでください。
②各期抽選日の3日前までに返信がない場合は電話で環境課環境係までご連絡ください。抽選番号をお知らせします。

③次の表1の日程で公開抽選を行ないます。参加可能な方は立ち会いをお願いします(公開抽選の立会いは強制ではありません)。

| 期別 | 抽選受付締切(消印有効) | 公開抽選の日時 | 抽選会場 |
|-----|---------------|----------------------------|------------|
| 第1期 | 平成23年10月7日(金) | 平成23年10月14日(金) 午後1時30分～ | 商工会館301会議室 |
| 第2期 | 平成24年1月11日(水) | 平成24年1月18日(水) 午後1時30分～ | |

【抽選結果の通知】

当選された方のみ、当選通知を発送します。

【申請受付】

当選された方は、表2の期間内に当選通知と所定の「福生市地球温暖化対策設備助成金交付申請(請求)書」に必要書類を添えて申請してください。なお、申請は必ず申請者本人または同世帯のご家族が受付場所に直接お持ちください。それ以外の方の申請や郵送、メール等での申請は受け付けませんので、ご注意ください。

市では、地球温暖化対策の一環として、市民の皆さんや事業者の方が省エネルギー・新エネルギー設備を新たに設置した場合に、費用の一部を助成します。

これにより、地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量を、福生市から削減することを目指します。

問合せ環境課環境係 ☎551-1718

| 表2 | 期別 | 申請受付期間(受付期間) | 申請受付場所 |
|-----|-----------------------|---------------------|--------|
| 第1期 | 平成23年10月24日(月)～28日(金) | 市役所環境課窓口 (第二棟1階) | |
| | 平成24年1月23日(月)～27日(金) | | |

※申請書は市役所環境課窓口(1階11番)で配布しているほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。

ご注意 予算の範囲内での助成となりますので、助成決定額が予算限度額に達した時点で締め切れます(予算額は2期の総額で801万円)。また、申請方法が変更になる場合は広報ふっさ・市ホームページでお知らせします。

助成決定後ご協力いただすこと

- ▼助成対象設備の設置前後それぞれ1年間の電気、ガス及び水道の使用量の報告
- ▼助成対象設備の設置に関するアンケート調査に対する回答
- ▼電気、ガス及び水道の使用量の削減その他二酸化炭素の排出の削減に向けた取組など

事業所への助成内容

事業所用省エネ・新エネ設備導入事業に対し、予算の範囲内で事業総経費の3分の1までを助成します(設置前申請となりますのでご注意ください)。

対象となる事業省エネルギー設備及び新エネルギー設備の導入を2つ以上行なう複合的な事業

(例)太陽光発電、太陽熱利用、ガスコジェネレーション、LED照明、屋上断熱などから2つ以上

対象となる事業者次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- ①市内の事業所へ新たに助成対象設備を導入する事業者
- ②市税の滞納がない事業者

対象となる経費設計費、本工事費、付帯工事費等

助成額総事業費の3分の1まで※予算の範囲内での助成額となります。また、寄付金や市以外からの助成金がある場合は、その額を除いた額の3分の1までとなります。(千円未満は切捨て)

申請受付期間 4月20日(火)～10月14日(金)

提出書類「福生市地球温暖化対策設備普及事業助成金(事業所)交付申請書」に次の書類をそれぞれ1部ずつ添付して提出してください。

- ①事業計画書
- ②事業に要する経費が分かる書類(見積書を添付すること)
- ③年間使用エネルギー量が分かる書類
- ④二酸化炭素の排出削減効果及びその根拠が分かる書類(導入する機器のカタログ等を添付)
- ⑤市税に未納がないことの証明書

※申請書及び①～④の書類については市指定の様式(市ホームページからダウンロードするか、市役所1階11番環境課窓口までお問い合わせください)で提出していただきます。このほか、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求める場合があります。また、提出書類は返却しません。

申請方法 提出書類を持参または郵送で〒197-8501福生市本町5番地 福生市役所環境課へ。(10月14日(金)必着)

審査の実施 本助成は、より効果的な事業に交付するために、事業計画の段階で事前に審査を行ない、予算の範囲内で適正な額を交付します。

ご注意

- ・応募者が多数の場合は、採択とならない場合や、助成金交付額が要望額に満たない場合があります。
- ・周辺の方々へ迷惑のかからない工事および設備の設置をお願いします。
- ・工事終了時に実績報告書を提出していただくほか、事業終了後3年間について二酸化炭素削減効果についての効果報告書を提出していただきます。



コジェネレーション